平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	60	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地·農業						
提案事項 (事項名)	農地転用許可権限の市町村への移譲										
(7% 1)											
提案団体	当別町										
制度の所管·関係府省											
	農林水産省										
求める措置の具体的内容											
農地法4纟	そ及び5条に基づ	づく農地転用	許可に係る事務・権限の市田	村長への移譲。							
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 【支障事例・制度改正を必要とする理由】											
各市町村のまちづくり(土地利用)は、当該市町村が一番分かっている。 地域の実情を反映させた土地利用を迅速かつ計画的に出来るようにする事が必要。 人口減少に歯止めをかけるには、産業を発展させ雇用を生む事が必須であり、その前に企業誘致を積極 的に行う必要がある。											
本町は札幌圏の外環状である国道337号の4車線化完成に合わせ、この路線を物流・産業の集積地として、定住人口、交流人口の増加を目指している。											
刻々と変化する経済情勢の中、現行の大臣許可、協議が必要となる農地転用許可制度では、時間が掛かり過ぎ、まちづくりが思うように進められない。											
り廻さ、よ	ら つくりか 心 しょ	、ハーにはりりれ	υ' , ο								

根拠法令等

農地法4条及び5条

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	61	提案区分	B 地方に対す	る規制緩和	提案分野	農地•農業					
提案事項 (事項名)	農業振興地域の整備計画の変更における都道府県知事の同意の廃止										
(Ŧ 久1)											
提案団体	当別町										
制度の所管·関係府省											
	農林水産省										
求める措置の具体的内容											
農業振興地域の整備に関する法13条に基づく、農業振興地域整備計画の変更の都道府県知事同意の廃止。											
ш.											
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等											
【支障事例・制度改正を必要とする理由】 											
人口減少に歯止めをかけるためには、地域の実情を反映させた土地利用を迅速かつ計画的に行い、積極 的に企業誘致をし、産業を発展させ雇用を生む施策が必要である。											
農業振興	興地域整備計画	の変更に都道	道府県の同意を!	必要とする現行	制度では、時	間が掛かり過ぎ、まちづ					
くりに支障		#=1 T a + T	T. W. G		- w > - = - =	¬					
また、農業振興地域整備計画の変更要件の一つに、土地改良事業に伴う工事の完了後8年経過した土地である。大きないでは、カストでは、大きないでは、カストでは、大きないでは、カストでは、大きないでは、ためは、大きないでは、大きないでは、ためは、大きないでは、ためは、ためは、ためは、ためは、ためは、ためは、ためは、ためは、ためは、ため											
であると基準が定められているが、刻々と変化する経済情勢の中にあっては、この基準が足かせとなり、ま ちづくりが思うように進められないため、この基準を廃止すべきである。											

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律8条、13条

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号 208 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 農地・農業

提案事項(事項名)

灌がい排水施設更新事業の土地改良事業に係る農振除外の要件緩和

提案団体 近江八幡市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業振興地域内の老朽化した灌がい排水施設の更新事業は、機能の現状維持のための事業であって、農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解せられるため、8年未経過の対象となる土地改良事業には含まないものとして扱うこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

昭和47年度に農業を基幹産業と位置付け、農振農用地区域を集落界ぎりぎりにまで設定した本市では、その後の社会経済情勢の変化により、企業等が用地を規模拡大しようとしても農振除外できず他市への転出を模索されるという事例や農村集落の維持発展のために集落外からの移住を受け入れようとしても家が建てられないという状況が発生しており、まちの発展に支障をきたしている。

中でも、農業振興地域内の老朽化した灌がい排水施設の更新事業は、機能の現状維持のための事業であって、農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解せられるため、8年未経過の対象となる土地改良事業には含まないものとして扱うよう農振制度に関するガイドラインの見直しを求める。

地域再生法の改正に伴う地域農林水産業振興施設整備計画の策定により、6次産業の推進に関する施設であれば灌がい排水事業完了後8年未経過であっても整備可能となったが、地域の内外から発生する新たな農業の担い手のための住宅整備は依然行うことが出来ない。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号

農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3

農業振興地域制度に関するガイドライン第13-1(2)